

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号丸の内トラストタワー本館26階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年6月9日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アルバック
証券コード	6728
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（アメリカ合衆国デラウェア州法に基づくリミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	タイヨウ・パシフィック・パートナーズ・エルピー(Taiyo Pacific Partners L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャロリンポイント5300
事務上の連絡先及び担当者名	ホワイと&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
電話番号	03-6384-3300

2 【提出者（大量保有者）／2】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	B a k u株式会社
住所又は本店所在地	京都市山科区榎辻東浦町7-5 清涼ビル4F
事務上の連絡先及び担当者名	ホワイと&ケース法律事務所 弁護士 朝山 志乃
電話番号	03-6384-3300

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No. 3
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年5月12日
訂正箇所	提出が不要だったため、取下げいたします。